

## 第 2 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年2月25日 午後3時00分から4時10分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 涉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	矢 口 梨 央

- 4 議事録署名委員
  - 2番 土田 純雄 委員
  - 4番 安田 敏 委員

### 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第5号 土地の現況証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について

議案第 8 号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

協議案第 1 号 農地の賃借料情報の提供について

## 6 議事

(開会 午後 3 時 0 0 分)

議 長 ただ今から、令和 4 年第 2 回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は 19 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、2 番 土田委員、4 番 安田委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

報告第 1 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 1 号第 1 項から第 1 3 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 1 号を終了いたします。

次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 2 号第 1 項から第 3 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 2 号を終了いたします。

次に、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第 1 号第 1 項から第 4 項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第 1 項につきましては、後ほど、議案第 3 号において農地法第 3 条による賃借権等設定の許可申請が、第 2 項につきましては、議案第 5 号において土地の現況証明願が、第 3 項につきましては、議案第 7 号において農業経営基盤強化促進法の規定による要請が、第 4 項につきましては、議案第 8 号においてあっせんの申出がそれぞれございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第4項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第4項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼美則委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 先日、譲受人からお話を伺ってまいりました。この農地ですけれども、現在、3条の  
賃貸借の契約を結んでいる農地でありまして、昨年、地続きの農地も両者の間で3条  
の売買が成立しております。価格につきましても、昨年と同じ反当たりの金額であり  
ますので、周りに影響を及ぼすことのない価格であると捉えてまいりました。以上で  
す。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい  
ませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定い  
たします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま

す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
大西委員から調査報告をお願いいたします。

10番 この土地につきましては、昨年から譲受人のほうから買取りたいというようにお話をされておきまして、私が譲渡人のほうへお話を通して進めてまいりました。

昔、土幌川の改修のときに買い上げられずに残った土地で、実際には譲渡人も耕作していない状況でありました。両者そろった中でお話をさせてもらったときに、譲渡人のお父様は無償で使っていただいて構わないと言われておりましたが、譲受人のほうもできれば支払いたいということで、反当りの金額を地域の半分かくらいでどうだろうというお話でこのような金額とさせていただきます。そのようにお話を進めていたのですが、譲渡人のお父様の移譲年金に係わってくるということで、昨年暮れに親子間の贈与をして名義を今回の譲渡人に変更をしてからの申請となっております。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま。以上です。

議 長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
飯尾委員から調査報告をお願いいたします。

11番 先日、譲受人にお話を伺ってまいりました。場所は、住宅の道路を挟んで東側になります。親子間の贈与でありますので問題はないと判断してまいりました。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま。以上です。

議 長 議案第2号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 この案件につきましては、去年のうちから譲受人からご相談がありまして、譲渡人とは親戚関係で長年借りていた農地ですけれども、今回、3条の売買で上がってきた申請でございます。価格につきましては、地域では最高額に近い数字ですけれども、許容範囲としてお話を受けてまいりました。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項及び第2項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項及び第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、双方とも該当しないと判断できると思われま。以上です。

議 長 議案第3号第1項及び第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から、調査報告をお願いいたします。

8 番 借主からお話を伺っております。第1項につきましては、貸主が今年度から規模縮小して営農するというので、今まで自分で耕作していた農地を隣接地で耕作している借主に賃貸借するという案件でございます。第2項につきましては、第1項の貸主がこれまで第2項の貸主に借りていた農地でありました。こちらも隣接地で耕作している借主が耕作することになりました。賃借料につきましては、地域の平均的な価格であると思われまます。地域調和要件等につきまして何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項及び第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項及び第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は酪農業を営んでおり、飼養乳牛の頭数増により、粗飼料用サイレージを堆積するバンカーサイロを建設するもので、用地の選定にあたり、平成29年に建設した施設に隣接している場所で、安全で効率的、農地への影響も少ない本申請地に建設するものです。

申請地については「調査書」の8ページから9ページにあるとおりで、2,100平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の4ページから5ページにあるとおり農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、バンカーサイロの建設のため、農地法第4条第6項の例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、「調査書」の5ページから7ページにあるとおりで、資力・信用力については、金融機関から事業費相当額の残高証明書が提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われまます。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いいたします。

14番 2月14日午前10時に事務局とともに申請人立会いのもと現地調査をしてまいりました。場所は申請人の自宅から東へ300メートルほど離れた道道沿いでございます。平成29年に自動搾乳ロボットを導入した牛舎とバイオマス発電所を建設し翌年、バンカーサイロを新設しております。建設当初は600頭弱の飼養頭数でしたが、現在は800頭弱を飼養しており、5年間で200頭ほど増えております。新しい牛舎にて

飼料が不足する時期には自宅の奥にありますバンカーサイロより運搬してからの給餌となっており作業効率の向上が求められている状態でございます。建設予定地の北側には既存のバンカーサイロがあるため、作業効率の観点からも申請地以外に代替地がないと考えております。以上です。

議長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の10ページから13ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

1番 2月2日に事務局とともに現地の調査に行き、願出人からお話を伺っております。亡くなったお父さまの家がある場所に息子さんの家を建替えるということで、2筆について地目の整理を行ないたいということでございます。1筆は議案第1号で隣接する農地にかかる部分を現在、賃貸借契約している方と一部解約をされております。もう1筆は「調査書」の図面上に細長い四角がありますが、こちらは通路の両脇に1間のスペースが必要ということで足りない分を確保したということで、問題ない範囲であると判断してまいりました。以上です。

議長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の14ページから16ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第5号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。飯尾委員から調査報告をお願いいたします。

11番 この案件につきまして、先日、お話を伺ってまいりました。「調査書」の16ページを見ていただければわかりますように、現状は作業通路等の利用となっており、畑ではなく宅地というように判断してまいりました。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

議案第6号につきましては、先に第1項の審議を行い、その後に第2項から第17項までの案件を一括審議したいと思います。

それでは、まず第1項については、土田委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、土田委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第6号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (議案第6号第1項朗読、説明)

議案第6号第1項につきましては、別添「調査書」17ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。



委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、決定いたします。  
土田委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続きまして、議案第6号第2項から第17項までの件を一括議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第6号第2項から第14項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。

つきましては、第15項からご説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。

(議案第6号第15項から第17項朗読、説明)

第2項から第17項につきましては、別添「調査書」17ページから22ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第2項から第17項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項から第17項について、決定いたします。  
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。

続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時から農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、光和地区のAさんからの貸借の申出につきまして、適格者といたしまして、今まで借りられていた、光和地区のBさんの後継者でありますCさん(39歳)を選定いたしました。

第2項、元昭和地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、元昭和地区のEさん(54歳)を選定いたしました。

第3項、東旭地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東旭地区のGさん(36歳)を選定いたしました。

第4項、札幌市のHさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、旭地区のIさん(51歳)を選定いたしました。

第5項、音幌地区のJさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、音幌地区のKさん(72歳)を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第1項から第5項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第5項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願ひいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

次に、協議案第1号「農地の賃借料情報の提供について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (協議案第1号朗読、説明)

別添、配付しております資料のほうをご覧くださいと思います。

まず、一番最後のページになりますけれども、賃貸借実勢データ箇所図をご覧ください。これにつきましては、令和3年の1月から12月までに、賃貸借契約が締結された土地を、3条契約と集積契約に分けて表示しております。3条については丸印で、集積については三角印で、1件ごとに反当たりの賃借料を記載しております。

次に、一番前のページにお戻りいただきまして「音更町賃借料情報」というタイトルのものをご覧ください。これにつきましては、令和3年の1月から12月までに契約が締結された230筆の賃借料の平均額を、全町を4つの地区に分けて表したものでございます。賃借料が標準より極端に安いものは、省いて計算しております。

北東地区につきましては、

平均額10,600円、最高額13,300円、最低額9,300円。

北西地区につきましては、

平均額9,400円、最高額11,000円、最低額5,500円。

南東地区につきましては、

平均額9,800円、最高額14,000円、最低額5,700円。

南西地区につきましては、

平均額11,900円、最高額14,000円、最低額8,700円。

音更町全町の平均につきましては、

平均額10,600円、最高額14,000円、最低額5,500円となります。

次に、めくりまして2ページ目の参考1とあります、音更町賃借料状況図をご覧ください。これにつきましては、先ほどの賃借料情報の4つの地区ごとの平均額を図示したものでございます。

次の3ページ目、参考2とあります、10アール当たりの平均賃借料をご覧ください。これにつきましては、平成24年から令和3年までの各地区の10アール当たりの平均賃借料を載せております。

なお、総会で議決されたのち、この協議の結果を農地法第52条の情報提供等の規定に基づきまして、町のホームページに賃借料情報として掲載させていただくこととなりますことを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

15番 あっせん委員会で実際にあった話なのですが、この地区の最高額はこれだけだから、この金額でいきたいと言われるかたがいたパターンがありまして、やはり、最高額と最低額は載せなくてはならないものではないでしょうか。

事務局長 ひとつの目安として載せさせていただいております。あっせん3条とありまして、賃貸借契約の場合、どちらかというとならぬほうが高めになるケースもありますが、一般的な目安として参考までに掲載させていただいております。

議長 他に、みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、協議案第1号は、原案のとおり決定をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和4年第2回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時10分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年2月25日

議長 石川清光